

■通関士試験問題・解説集（2018年度版）

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
問題編 P.292 [27] 関税法第56条～第62条（保税工場）	次の記述は正しいか。 ★<1> 保税工場において…（省略）…届ける必要はない。（17） ★<2> 保税工場の許可を受けた者は、…（省略）…保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなす。（17） ★<3> 保税工場において、…（省略）…すべて外国から本邦に到着した外国貨物とみなされる。（16）	次の記述は正しいか。 ★<1> 保税工場において…（省略）…届ける必要はない。（17） ★<1> 保税工場の許可を受けた者は、…（省略）…保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなす。（17） ★<1> 保税工場において、…（省略）…すべて外国から本邦に到着した外国貨物とみなされる。（16）
問題編 P.338 第2 関税定率法	[1]関税定率法第3条（関税率表の関税率）	[1]関税定率法第3条の3（関税率表の関税率）
解答編 P.133 第41問（通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分） ■正解	ハ－④ 戒告	ハ－ <u>（法改正により削除）</u>
解答編 P.141～142 [8] 通関業法第9条（営業所の新設に係る許可の特例） <3>、<5>、<6>	<3>＝ × 平成29年10月施行の通関業法の改正により、…（省略）…《第3条第1項》。 <5>＝ × 財務大臣は、…（省略）…届出により営業所を新設することができる。 <6>＝ × 認定通関業者が、…（省略）…届出を必要とする規定はない。	<3>＝○ 平成29年10月施行の通関業法の改正により、…（省略）…《第3条第1項》。 <5>＝○ 財務大臣は、…（省略）…届出により営業所を新設することができる。 <6>＝○ 認定通関業者が、…（省略）…届出を必要とする規定はない。
解答編 P.147 [14] 通関業法第14条（通関士の審査等） 2 正誤問題 【通関士の審査の要否等】 <2>	<2>＝○ 通関士の設置を要しない…（省略）…《基本通達14-1》。	<2>＝ × 通関士の設置を要しない…（省略）…《基本通達14-1》。
解答編 P221 [14] 関税法第68条（輸入申告に際しての提出書類） 【WTO原産地証明書（…）】 <2>	<2>＝ × WTO協定の規定による…（省略）…《 <u>施行令第4条の2第4項、施行規則第1条の6、第1条の7</u> 、基本通達68-3-5、68-3-7》。	<2>＝ × WTO協定の規定による…（省略）…《 <u>第7条の2第1項、施行令第4条の2第4項かつこ書、施行規則第1条の5</u> 、基本通達68-3-5、68-3-7》。
解答編 P.246 第2 関税定率法	[1]関税定率法第3条（関税率表の関税率）	[1]関税定率法第3条の3（関税率表の関税率）
解答編 P282 [2] コンテナ特例法 【積卸コンテナ一覧表の提出によるみなし輸出入申告】 <4>	<4>＝ × 輸入税…（省略）…《施行令第2条、基本通達3- <u>2</u> （6）》。	<4>＝ × 輸入税…（省略）…《施行令第2条、基本通達3- <u>3</u> の（6）》。